

市・県民税及び森林環境税(国税)を 公的年金から特別徴収する制度について

■対象者

公的年金の受給者で令和8年4月1日現在65歳以上の方であり、前年中の公的年金等の所得に係る市・県民税・森林環境税の納税義務がある方

※公的年金からの特別徴収は地方税法で定められているため、納める方法を選択することができません。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。(地方税法第321条の7の2)

森林環境税については、裏面のQ4を確認していただくか、入間市HPをご確認ください。

■公的年金等の所得に係る市・県民税・森林環境税の徴収方法について

①

- ・令和8年度に初めて年金から市・県民税・森林環境税の天引き(年金特別徴収)が行われる方
- ・令和7年度の途中で年金天引きが停止となった方

例) 公的年金分に係る年税額が60,000円の場合

【納税通知書 1ページ】

普通徴収の方法によって徴収する各納期の納付税額

期 別	税 額
第 1 期	15,000円
第 2 期	15,000円
第 3 期	0円
第 4 期	0円

公的年金分に係る年税額の2分の1を
普通徴収(個人納付)によって、
第1期、第2期に納めていただきます。

【納税通知書 3ページ】

公的年金からの特別徴収の方法によって徴収する税額及び徴収月

年金特別徴収税額		30,000円
仮徴収税額	徴収月	特別徴収税額
	令和8年 4月	0円
	令和8年 6月	0円
	令和8年 8月	0円
	仮徴収税額計	0円
本徴収税額	徴収月	特別徴収税額
	令和8年10月	10,000円
	令和8年12月	10,000円
	令和9年 2月	10,000円

・公的年金分に係る年税額の2分の1にあたる
第3期、第4期分が年金特別徴収に移行します。

※公的年金等以外の所得に係る市・県民税・森林環境税がある方については、個人納付によって第1期～第4期で納めていただくため、第3期、第4期にも税額が記載されます。

残り半分を10月・12月・翌年2月の3回に分け、
公的年金の支給の際に、天引きにより納めていただきます。

②

- ・年金からの市・県民税・森林環境税の天引き(年金特別徴収)が継続2年目以降の方

例) 公的年金分に係る年税額が69,000円で、前年度の公的年金分に係る年税額が60,000円の場合

【納税通知書 3ページ】

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

年金特別徴収税額		69,000円
仮徴収税額	徴収月	特別徴収税額
	令和8年 4月	10,000円
	令和8年 6月	10,000円
	令和8年 8月	10,000円
	仮徴収税額計	30,000円
本徴収税額	徴収月	特別徴収税額
	令和8年10月	13,000円
	令和8年12月	13,000円
	令和9年 2月	13,000円

新年度の市・県民税・森林環境税の賦課決定が6月のため、
4月・6月・8月は、前年度の公的年金分に係る年税額の2分の1にあたる金額を3回に分け、公的年金からの天引き(仮徴収)により納めていただきます。

10月・12月・翌年2月は、新年度の年税額から4月・6月・8月に天引きした金額の合計を差し引いた額を3回に分け、公的年金の支給の際に、天引きにより納めていただきます。

公的年金特別徴収に関する主なお問い合わせ

Q1 納税通知書に記載されている税額が、6月に届いた年金振込通知書の市・県民税・森林環境税額と違います。実際はどのように公的年金から天引きされるのですか？

4月・6月・8月は、前年度の公的年金分に係る年税額の2分の1にあたる金額を、3回に分けた金額が公的年金から天引き(仮徴収)されます。

年金支払者への税額通知が7月になるため、天引き額の変更ができません。そのため、納税通知書の表記にかかわらず、8月分までは年金振込通知書に記載された市・県民税・森林環境税額が天引きされます。

なお、多く納まった市・県民税・森林環境税の差額分については、収納状況確認後に収税課より還付となります。

Q2 前年度は公的年金から税額が天引きされていましたが、今年度の税額が納付書で届いたのはなぜですか？

扶養控除や医療費控除の追加などにより、前年度の税額が前々年度と比較して大きく下がっている場合は、前年度の年金天引きが年の途中で停止となっていることがあります。

その場合、今年度の4月・6月・8月分では税額の年金天引きが行われないため、公的年金分にかかる年税額の2分の1にあたる金額を、第1期、第2期により個人納付の方法で納めていただくことになります。

Q3 10月・12月・翌年2月に公的年金から天引きされる税額が、4月・6月・8月と比べて多いのは、なぜですか？

10月・12月・翌年2月の税額は、年税額から4月・6月・8月に納付された金額の合計を差し引いた額を3回に分け、公的年金の支給の際に天引きにより納めていただきます。

そのため、4月・6月・8月に公的年金から天引きされる税額が少ないと、10月・12月・翌年2月に天引きされる税額が多くなってしまいます。

Q4 森林環境税は国税ですか？また、森林環境税は年金からいくら天引きされますか？

森林環境税は、令和6年度から個人に対して一人年税額1,000円が課税される国税ですが、地方税である市・県民税の均等割と併せて徴収することになっております。